

八代広域行政事務組合消防本部分掌事務

消防総務課

庶務係

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書の収発整理に関する事。
- (3) 消防予算の編成及び執行調整に関する事。
- (4) 消防費に係る財務に関する事。
- (5) 消防費に係る物品の出納保管に関する事。
- (6) 消防費に係る諸契約に関する事。
- (7) 消防手数料に関する事。
- (8) 消防長会及び消防協会に関する事。
- (9) 広報及び広聴に関する事。
- (10) 消防情報の整理保存に関する事。
- (11) 消防音楽隊に関する事。
- (12) 課内の庶務に関する事。
- (13) 他課署の主管に属しない事項に関する事。

人事教養係

- (1) 消防職員の任免、分限、懲戒、服務及び賞罰その他身分に関する事。
- (2) 消防職員の給与に関する事。
- (3) 消防職員の教養及び研修計画に関する事。
- (4) 消防行政の企画及び調整に関する事。
- (5) 消防職員委員会に関する事。
- (6) 消防職員の公務災害補償等に関する事。
- (7) 消防職員の衛生管理及び福利厚生に関する事。
- (8) 消防職員の被服等の貸与に関する事。
- (9) その他人事教養係の分掌を相当とする事項に関する事。

予防課

予防係

- (1) 火災予防に関する事。
- (2) 防火思想の普及及び啓発に関する事。
- (3) 防火対象物の立入検査及び違反処理に関する事。
- (4) 防火管理者の講習及び指導育成に関する事。
- (5) 防火対象物の防火管理及び消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等に関する事。
- (6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務に関する事。

- (7) 建築物の確認申請等の同意に関する事。
- (8) 防火自主点検報告表示に関する事。
- (9) 自衛消防隊の指導育成に関する事。
- (10) 防火委員会等に関する事。
- (11) 火災原因等の調査及び報告に関する事。
- (12) 火災の統計に関する事。
- (13) 住宅防火対策に関する事。
- (14) 課内の庶務に関する事。
- (15) その他予防係の分掌を相当とする事項に関する事。

危険物係

- (1) 危険物の規制に関する事。
- (2) 危険物施設の許可及び承認等に関する事。
- (3) 危険物施設の届出等に関する事。
- (4) 危険物施設の立入検査及び違反処理に関する事。
- (5) 危険物取扱者の講習及び指導育成に関する事。
- (6) 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく規制に関する事。
- (7) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく事務に関する事。
- (8) その他危険物係の分掌を相当とする事項に関する事。

警防通信課

警防係

- (1) 火災その他災害の警防計画及び防災活動に関する事。
- (2) 消防相互応援協定に関する事。
- (3) 緊急消防援助隊に関する事。
- (4) 危機管理に関する事。
- (5) 消防職員の招集及び出動計画に関する事。
- (6) 消防職員、消防団員等の訓練及び指導育成に関する事。
- (7) 救助業務に関する事。
- (8) 水難救助隊に関する事。
- (9) 警防事務に係る署間の調整に関する事。
- (10) 消防機械器具に関する事。
- (11) 課内の庶務に関する事。
- (12) その他警防係の分掌を相当とする事項に関する事。

救急係

- (1) 救急業務の計画及び訓練に関する事。
- (2) 救急業務に係る研究、指導及び普及啓発に関する事。

- (3) 救急業務の調査及び報告に関すること。
- (4) 救急業務の統計に関すること。
- (5) 救急資器材の維持管理に関すること。
- (6) 救急隊員の教育及び研修に関すること。
- (7) 地域メディカルコントロールに関すること。
- (8) その他救急係の分掌を相当とする事項に関すること。

通信 1 係・通信 2 係

- (1) 災害に係る通信及び指令に関すること。
- (2) 気象情報、災害情報及び救急医療情報の連絡に関すること。
- (3) 消防通信施設の維持管理に関すること。
- (4) 消防通信に係る調査及び研究に関すること。
- (5) 火災警報の発令に関すること。
- (6) 通信指令に係る支援情報の管理に関すること。
- (7) その他通信係の分掌を相当とする事項に関すること。

消防署分掌事務

消防 1 課・消防 2 課

警防 1 係・警防 2 係

- (1) 水火災その他災害の予防警戒及び発生時の警防活動に関すること。
- (2) 消防水利に関すること。
- (3) 消防機械器具の維持管理に関すること。
- (4) 消防車両の運行管理に関すること。
- (5) 火災、その他災害の原因及び損害の調査に関すること。
- (6) 火災及び救助業務の報告並びに統計に関すること。
- (7) 救助業務の実施に関すること。
- (8) 消防演習その他訓練に関すること。
- (9) 消防団等の訓練指導に関すること。
- (10) 消防通信に関すること。
- (11) 罹災証明に関すること
- (12) 警防計画の作成に関すること。
- (13) その他警防係の分掌を相当とする事項に関すること。

救急 1 係・救急 2 係

- (1) 救急業務の実施に関すること。
- (2) 救急報告及び統計に関すること。
- (3) 救急搬送証明に関すること。
- (4) 応急手当普及啓発に関すること。

- (5) 救急資器材の維持管理に関する事。
- (6) 救急隊員の教育に関する事。
- (7) その他救急係の分掌を適当とする事項に関する事。

指導課

庶務1係・庶務2係

- (1) 服務及び規律に関する事。
- (2) 職員の配置に関する事。
- (3) 庁舎の維持管理に関する事。
- (4) 消防統計及び広報に関する事。
- (5) 物品の保管に関する事。
- (6) 消防署に係る予算に関する事。
- (7) その他庶務係の分掌を適当とする事項に関する事。

予防1係・予防2係

- (1) 火災予防に関する事。
- (2) 防火思想の普及啓発に関する事。
- (3) 防火対象物及び危険物施設の立入検査及び違反処理に関する事。
- (4) 防火対象物の防火管理及び消防用設備等（特殊消防用設備等）の届出等に関する事。
- (5) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務に関する事。
- (6) 住宅防火対策に関する事。
- (7) 防火自主点検報告表示に関する事。
- (8) その他予防係の分掌を適当とする事項に関する事。